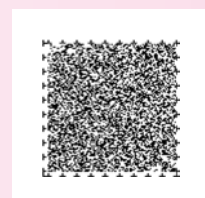


第2章 都におけるバリアフリーをめぐる現状

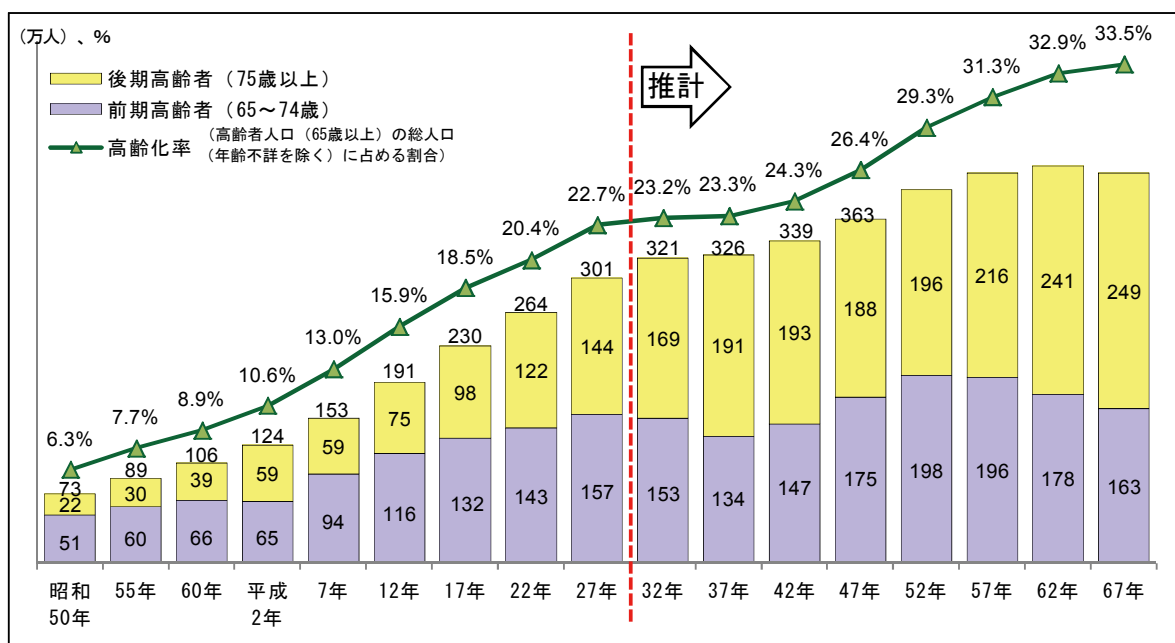


第2章 都におけるバリアフリーをめぐる現状

1 社会的背景

- 東京の高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成27年は22.7%でしたが、今後更に高齢化が進み、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）には23.3%、平成42年（2030年）には24.3%（約4人に1人が高齢者）になると見込まれています。
- 高齢者人口の推移を見ると、平成27年には前期高齢者が約157万人、後期高齢者が約144万人ですが、今後、後期高齢者が大幅に増加し、平成32年（2020年）には後期高齢者の人口が前期高齢者を上回ると予測されています。

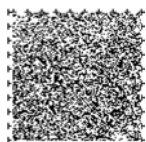
<東京都の高齢者人口の推移>



(注) 1万人未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。

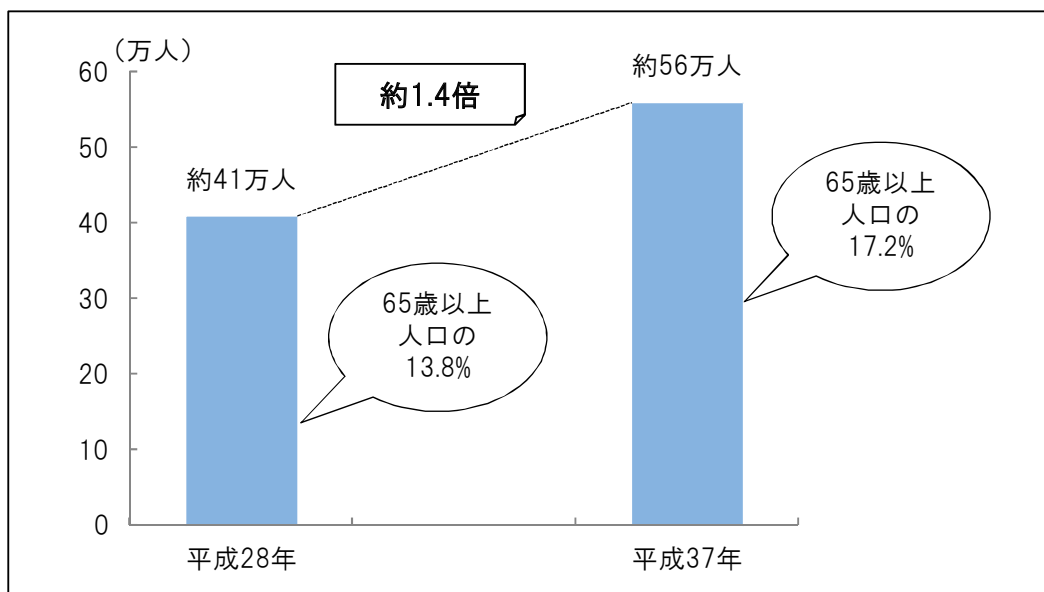
出典：総務省「国勢調査」[昭和50年から平成27年まで]

平成32年以降は東京都政策企画局による推計（「2020年に向けた実行プラン」の掲載図を改変）



- 都内の要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人は、平成 28 年 11 月時点で約 41 万人に上り、平成 37 年（2025 年）には約 56 万人に達する見込みです。

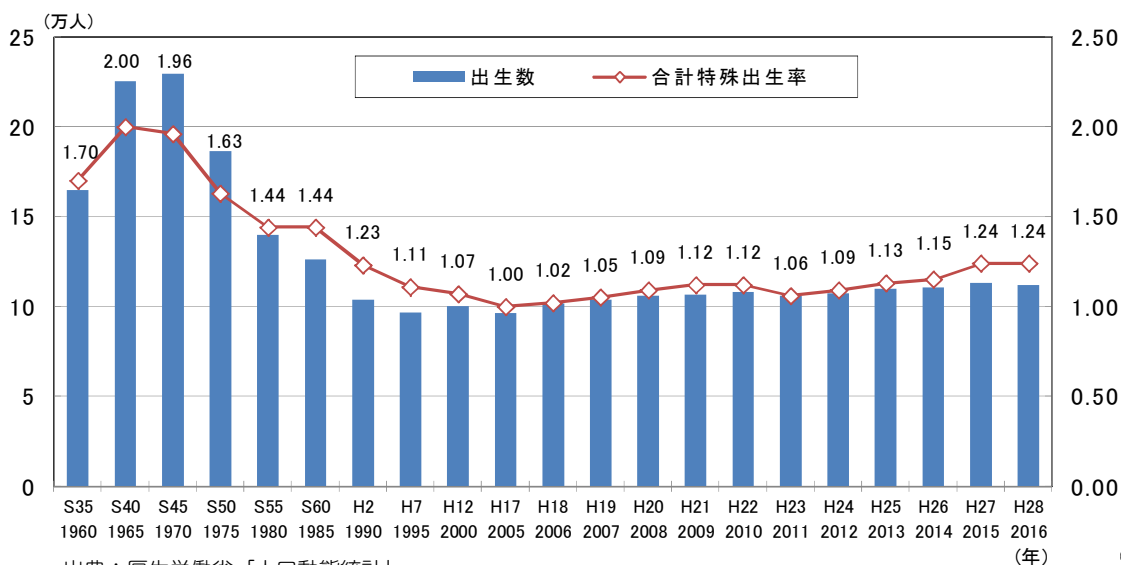
<何らかの認知症の症状がある高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度 I 以上）の推計>



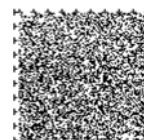
出典：東京都福祉保健局「認知症高齢者数等の分布調査（平成 28 年度）」を基に推計

- 都においては、出生数の微増と転入人口超過があいまって年少人口が増加していますが、合計特殊出生率は平成 17 年に 1.00 と過去最低を記録し、平成 28 年は 1.24 と上昇しているものの、依然として低い水準となっています。

<出生数と合計特殊出生率の推移（東京都）>

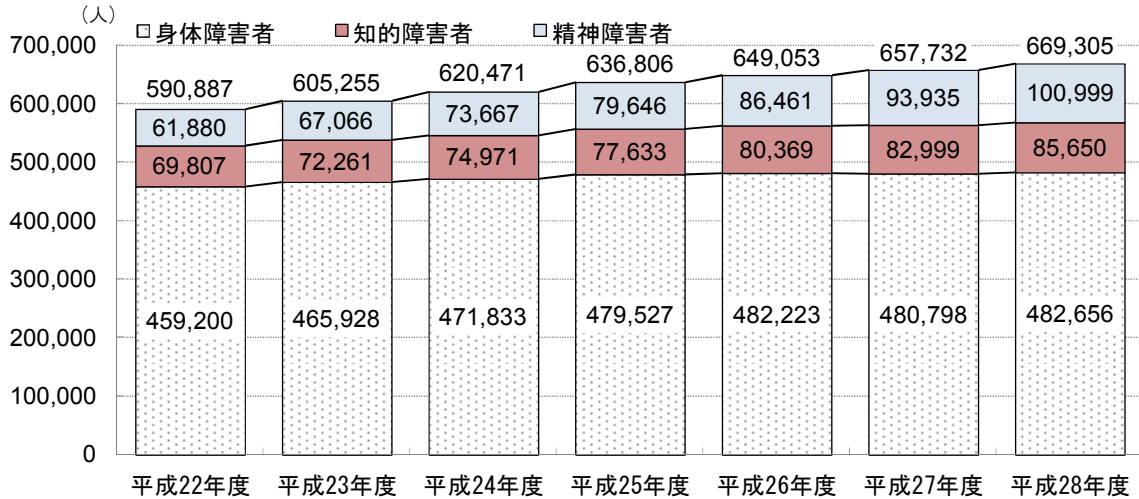


出典：厚生労働省「人口動態統計」



- 都内の障害者手帳の所持者数は、平成28年度末では約67万人となっており、増加傾向にあります。

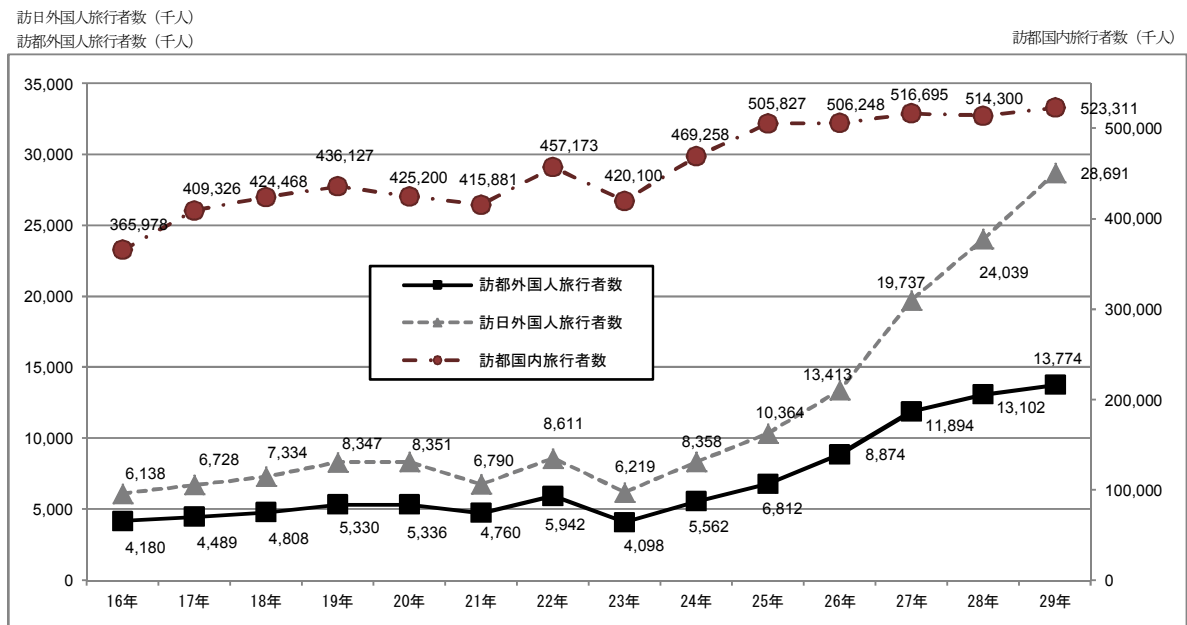
<都内の障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）>



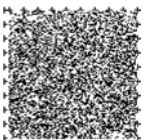
出典：東京都福祉保健局「月報（福祉・衛生行政統計）」

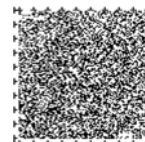
- 東京を訪れた外国人旅行者数は、平成29年に約1,377万人となっており、平成25年（約680万人）から倍増しています。
また、東京を訪れた国内旅行者数は、平成29年は約5億2千万人でした。

<訪日・訪都外国人旅行者数及び訪都国内旅行者数の推移>



出典：日本政府観光局「訪日外客数」
東京都産業労働局「東京都観光客数等実態調査」





2 我が国等の動向

(1) 障害者権利条約^{*9}の批准と国内法の整備

平成26年1月、国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)を批准しました。この条約は、障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等を一般原則とし、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進するための措置を締約国がとること等を定めています。

障害者権利条約の締結に先立ち、国内法令の整備が進められてきました。平成23年8月に障害者基本法が改正され、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといいうわゆる社会モデルに基づく障害者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」^{*10}の理念が盛り込まれました。

平成25年6月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定され、平成28年4月に施行されました。

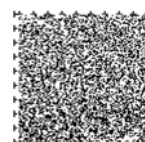
障害者差別解消法では、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、行政機関等や民間事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害のある人が直面する社会的障壁を除去するため、本人の求めに応じて合理的配慮を行うこととしています。

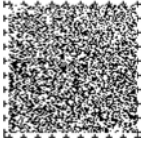
(2) ユニバーサルデザイン2020行動計画^{*11}の策定

平成29年2月、国は、東京2020大会を契機とした共生社会の実現に向けて、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」をとりまとめました。

行動計画では、二つの柱として、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等、個人の行動に向けて働きかける取組(心のバリアフリー分野)と、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する取組(街づくり分野)をそれぞれ展開することとしています。

また、平成32年(2020年)に各施策が確実に実現されるよう、障害当事者が参加した会議により、関係府省等の施策の実施状況を確認・評価し、その結果を踏まえて施策を改善することを定めています。





これを踏まえ、平成 30 年 3 月に、観光庁では、ホテル・旅館、旅行会社、観光案内所等で従事している観光関係者が「心のバリアフリー」を実践できるように接遇マニュアルを作成しました。さらに、平成 30 年 5 月に、国土交通省では、高齢者や障害者等に対する交通事業者による統一された一定水準の接遇を確保するために、交通モード毎の特性や様々な障害の特性等に対応した「交通事業者向け接遇ガイドライン」を作成しました。

(3) Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドラインの策定

東京 2020 大会に向けたアクセシビリティに関する指針として、平成 29 年 3 月に「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン^{*12}」（以下「東京版ガイドライン」という。）が策定されました。

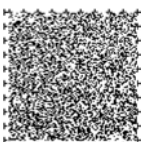
東京版ガイドラインでは、「I P C アクセシビリティガイド^{*13}」（以下「I P C ガイド」という。）に掲げる「公平」、「尊厳」、「機能性」の 3 つの基本原則に基づき、東京 2020 大会が、選手や観客等として訪れる全ての人にとって参加しやすい大会となるよう、競技会場や会場までの経路の整備に関する技術仕様の基準や、ボランティアなどの関係者への接遇トレーニングについて定めています。

大会準備を通じ、このガイドラインを関係者で共有し、大会を契機としたハード・ソフト両面の国際的な水準に基づくアクセシブルな環境整備を促進するとともに、大会を契機として、大会に直接関わらない方々を含めてこのガイドラインを活用した環境整備に幅広く取り組むことで、レガシーとして共生社会の実現を目指すこととしています。

(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の改正

国は、東京 2020 大会での国内外からの来訪者等の増大を見据え、新築だけでなく既存施設のバリアフリー化にも取り組む必要があることから、ホテル客室やトイレについての改修の観点等を盛り込むため、平成 29 年 3 月に高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準を改正しました。

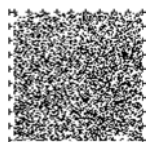
また、「バリアフリー法に基づく交通バリアフリー基準」（「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」）及び「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」について、平成 30 年 3 月に大規模駅における移動等円滑化経路の複数化や、利用状況に応じたエレベーターの複数化・大型



化等を盛り込む改正を行いました。

さらに、ハード対策及びソフト対策の計画作成や取組状況の報告及び公表などの公共交通事業者の取組の推進や、バリアフリーのまちづくりに向けた地域の取組強化等を盛り込んだ「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が平成30年5月に公布されました。

平成30年10月には、宿泊施設の客室のバリアフリー化に向けて、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準のうち、「ホテル又は旅館の客室」に係る基準の見直しも行われました。



3 世論調査等の結果

都では、福祉・保健・医療施策の推進の基礎資料とするため、東京都福祉保健基礎調査を実施しており、平成28年度に「都民の生活実態と意識」について調査を行いました。

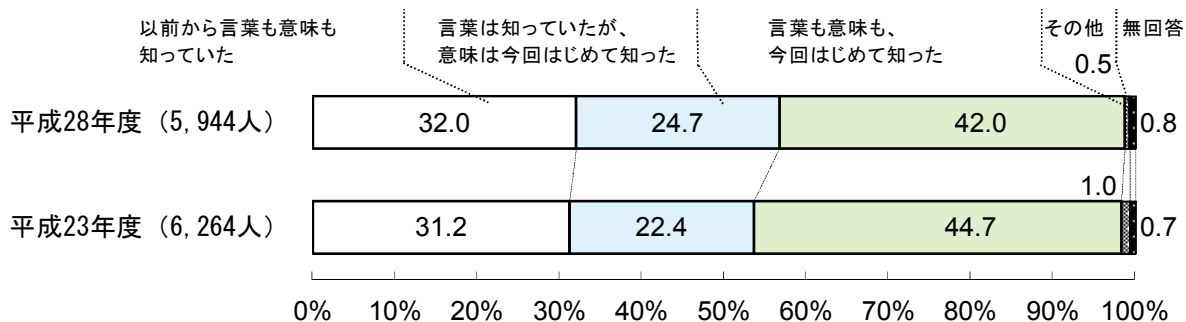
また、心のバリアフリーをより一層推進していく基礎資料とするため、平成28年度に「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」を行いました。

調査の結果は次のとおりです。福祉のまちづくりが都民の意識としてどう進展したか等も踏まえ、今後の施策展開を図っていく必要があります。

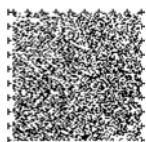
<「ユニバーサルデザイン」という言葉や意味を知っている人は約3割>

- 「ユニバーサルデザイン」という言葉や意味を知っているかどうか聞いたところ、「以前から意味も言葉も知っていた」の割合は32.0%で、5年前とほとんど変わっていません。
- また、「言葉は知っていたが、意味は今回はじめて知った」の割合は24.7%で、56.7%が「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っていました。
- 一方、「バリアフリー」という言葉の認知度を聞いたところ、聞いたことがあると回答した割合は84.4%でした。
- また、「心のバリアフリー」という言葉の認知度は、聞いたことがあると回答した割合は34.0%でした。

(ユニバーサルデザインの認知度)

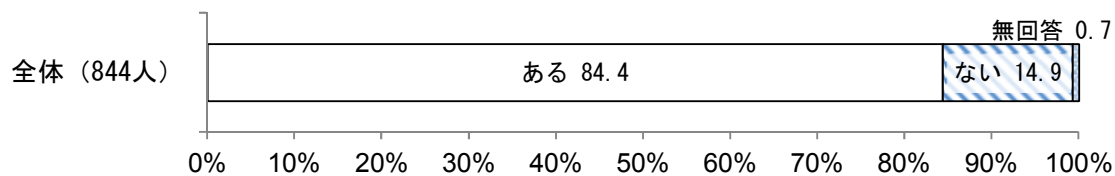


出典：東京都福祉保健局「平成28年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」（平成29年11月）



(バリアフリーの認知度)

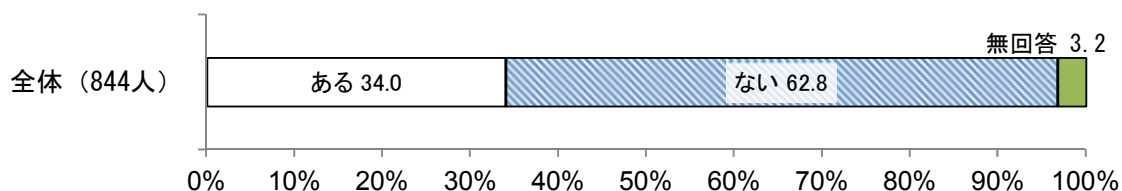
あなたはこれまでに「バリアフリー」という言葉を聞いたことがありますか



出典：東京都福祉保健局「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」（平成29年3月）

(心のバリアフリーの認知度)

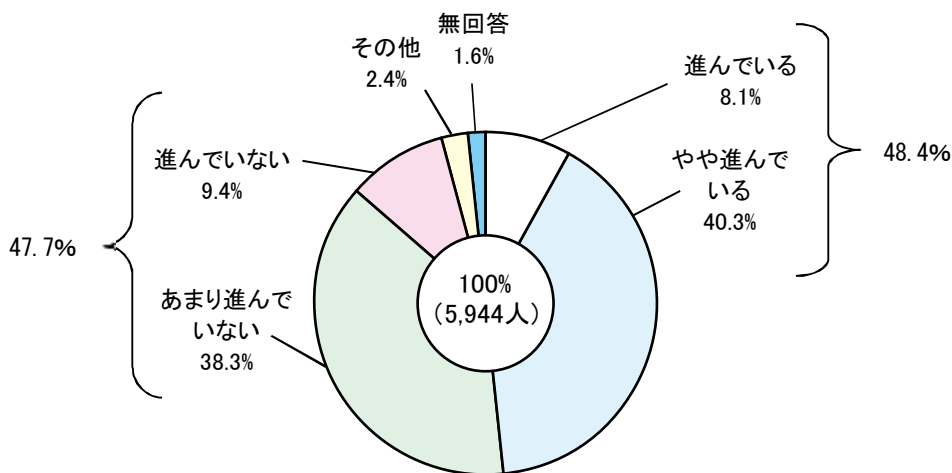
「心のバリアフリー」という言葉を聞いたことがありますか



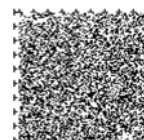
出典：東京都福祉保健局「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」（平成29年3月）

<東京のハード面のバリアフリーの印象は「進んでいる」と「進んでいない」が拮抗>

- 現在の東京のまちにおける建物、道路、駅、電車などの施設や設備のバリアフリー化の状況について、「進んでいる」と「やや進んでいる」を合わせた割合は48.4%で、「進んでいない」と「あまり進んでいない」を合わせた割合の47.7%とほぼ同じ割合でした。

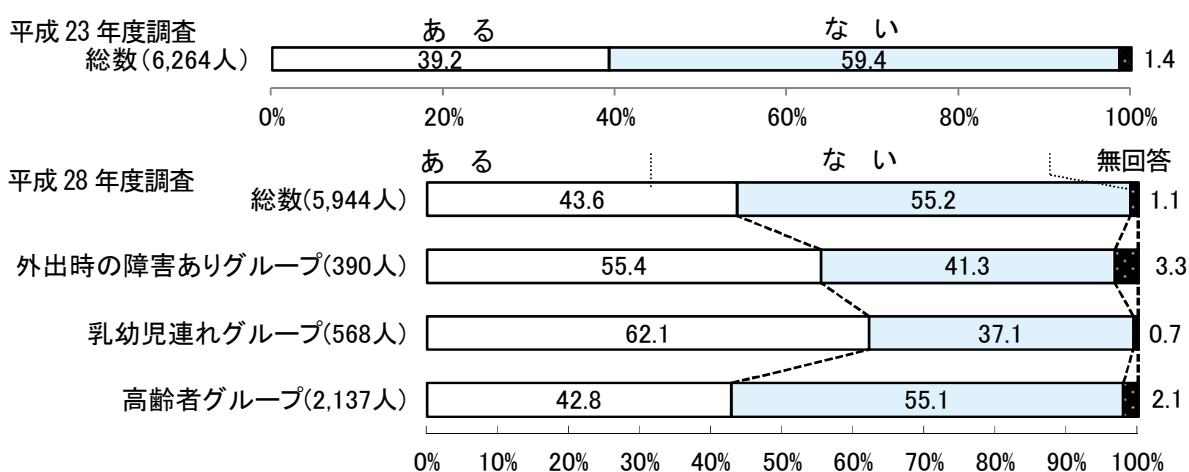


出典：東京都福祉保健局「平成28年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」（平成29年11月）



<日常よく出かけるところに着くまでのバリアがあると回答した人は4ポイント増>

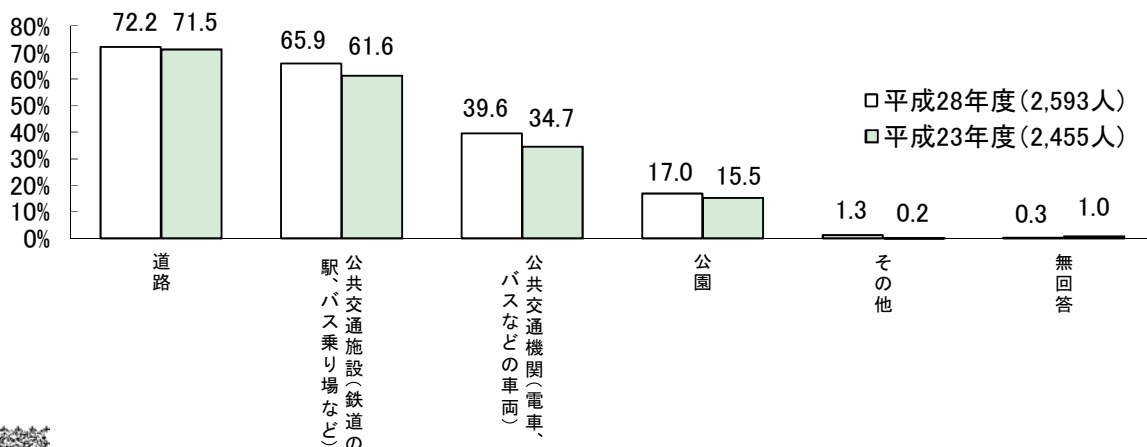
- 日常よく出かけるところ（職場、学校、買い物先など）に着くまでに、道路や駅、電車やバスなどで、バリアフリー化が進んでいないために、不便や不安（以下「バリア」という。）を感じる場所があるかを聞いたところ、「ある」の割合は43.6%で、5年前（平成23年度調査）の結果と比べると、4.4ポイント高くなっています。
- また、乳幼児連れのグループで、「ある」の割合は6割を超えています。



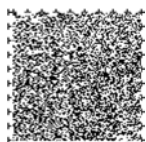
出典：東京都福祉保健局「平成28年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」（平成29年11月）

<バリアを感じる箇所は、「道路」が7割、「公共交通施設」が6割超>

- 日常よく出かけるところに着くまでにバリアを感じる場所が「ある」と回答した人に、バリアを感じる箇所を聞いたところ「道路」が72.2%で最も高く、次に「公共交通施設（鉄道の駅、バス乗り場など）」が65.9%でした。

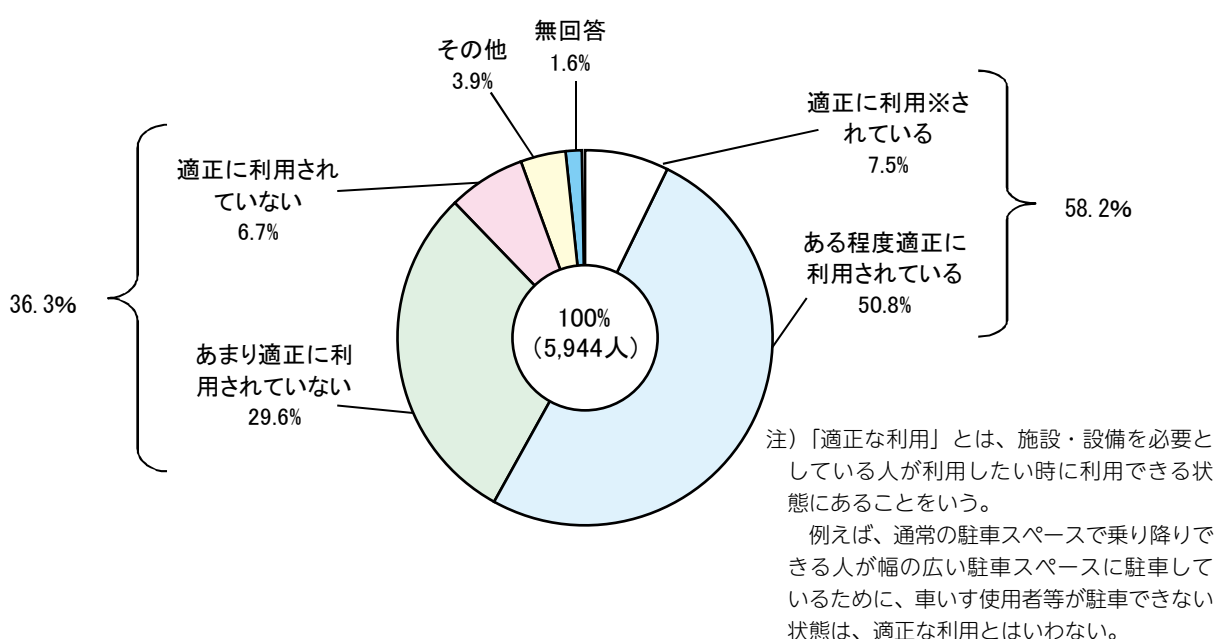


出典：東京都福祉保健局「平成28年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」（平成29年11月）



<施設や設備の利用状況は、「適正に利用されている」と思う人は6割弱>

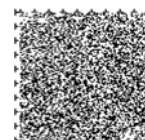
- 車いす利用者等にも使いやすい施設や設備（様々な機能がついている広いトイレや、幅の広い駐車スペースなど）の利用状況等について聞いたところ、「適正に利用されている」と「ある程度適正に利用されている」を合わせた割合は58.3%となっています。
- 一方、「適正に利用されていない」と「あまり適正に利用されていない」を合わせた割合は36.3%となっています。

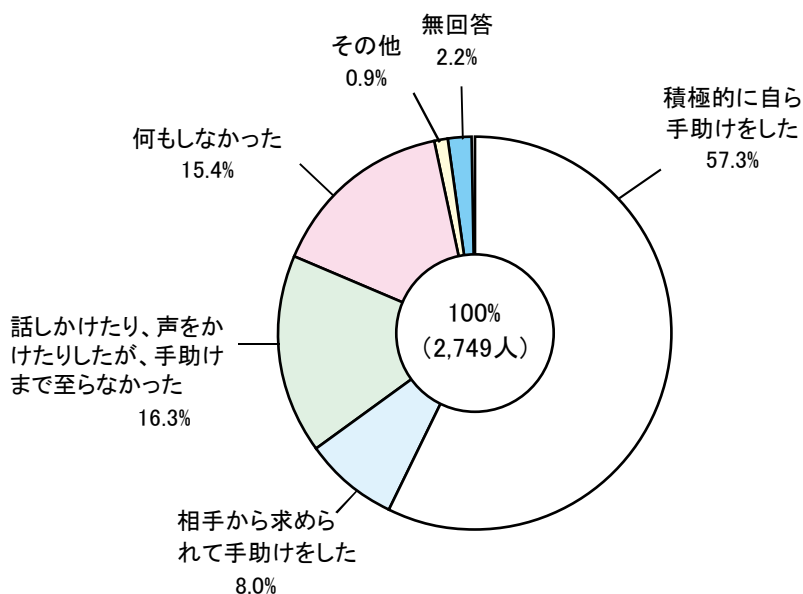


出典：東京都福祉保健局「平成28年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」（平成29年11月）

<困っている人を見かけたときに、何もしなかった人は15%>

- 外出の際、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人などが困っているのを見かけたり、出会ったりしたことがある人に、その時どのような行動をとったかを聞いたところ、「積極的に自ら手助けをした」人の割合は57.3%で、「相手から求められて手助けをした」人（8.0%）を合わせた割合は65.3%でした。
- 一方、「何もしなかった」人の割合は15.4%で、5年前と同じ数値でした。

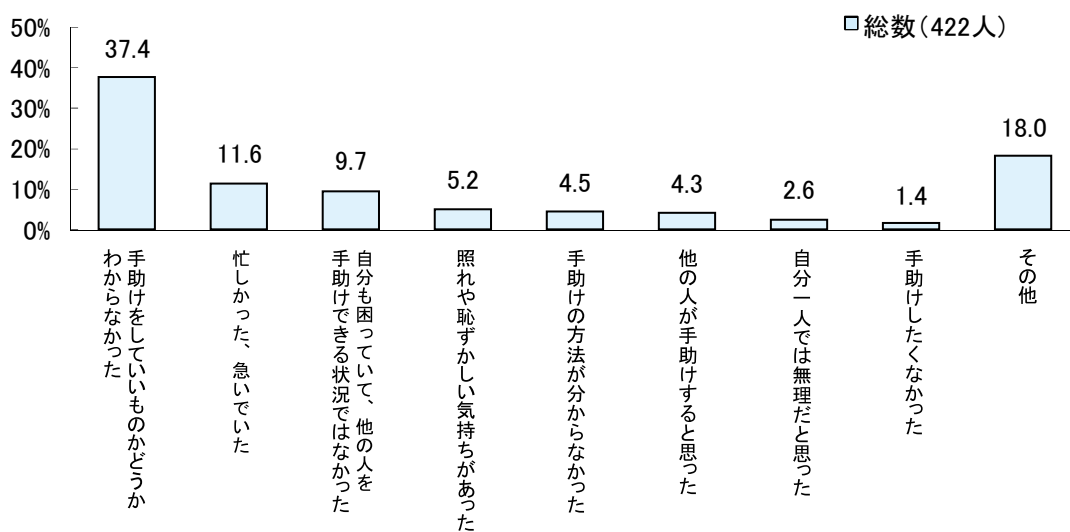




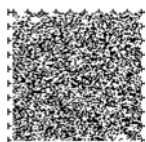
出典：東京都福祉保健局「平成28年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」（平成29年11月）

<何もしなかったのは、「手助けをしていいものかどうかかわからなかった」から>

○ 「何もしなかった」人に、その理由を聞いたところ、「手助けをしていいものかどうかかわからなかった」の割合が37.4%で最も高く、次に「忙しかった、急いでいた」が11.6%でした。

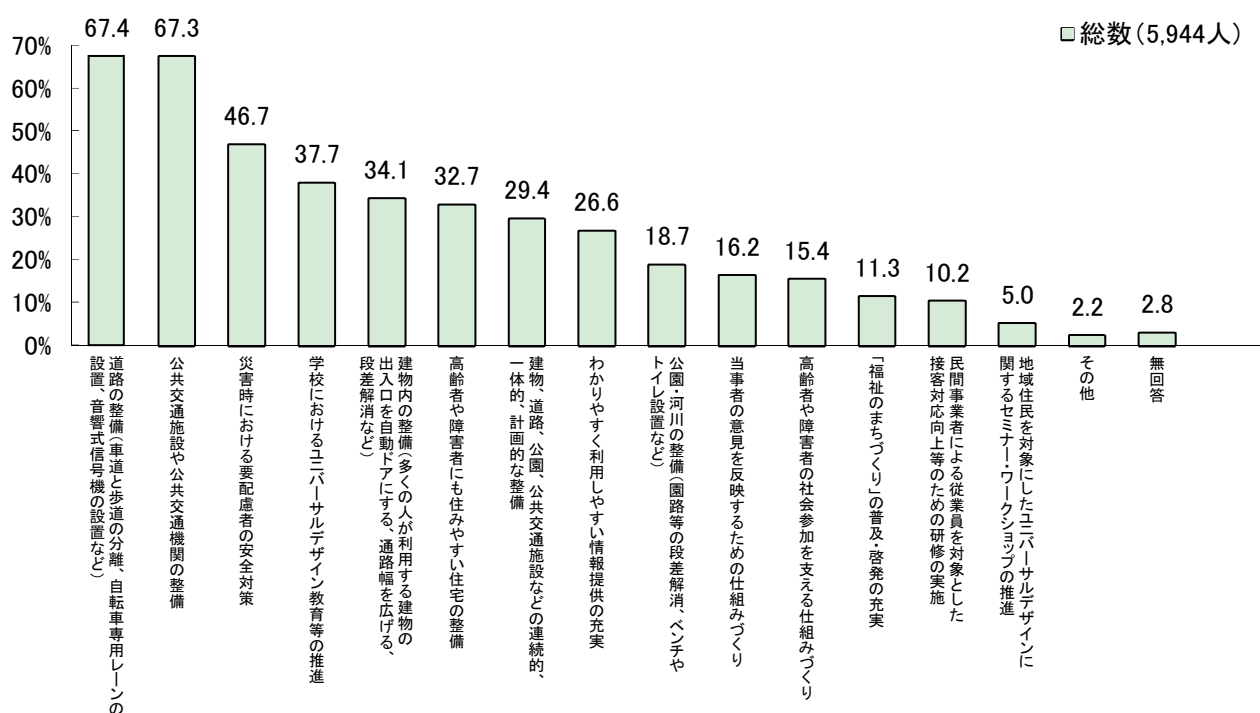


出典：東京都福祉保健局「平成28年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」（平成29年11月）



<福祉のまちづくりで重点的に取り組む必要があるものは、道路や公共交通の整備>

- 今後、「ユニバーサルデザインの理念に基づいた福祉のまちづくり」を進めていくに当たり、都が特に重点を置いて取り組む必要があるものを聞いたところ、「道路の整備」が67.4%、「公共交通施設や公共交通機関の整備」が67.3%でした。
- 続いて、「災害時における要配慮者の安全対策」が46.7%、「学校におけるユニバーサルデザイン教育等の推進」が37.7%となっています。



出典：東京都福祉保健局「平成28年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』(平成29年11月)」

